

○内閣府告示第三千三百五十五号

保険業法(平成七年法律第百五号)第百八十五条第一項の規定に基づき、ステイムシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッドが日本において保険業を行うことを平成二十九年十二月一日付けをもって免許したので、同法第百八十九条前段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十八日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

一 外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立の年月日  
商号 ステイムシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド

本店の所在地 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ロンドン市ベル・レーン三十九番地  
地アクアティカル・ハウス

設立の年月日 千九百九年十月十六日

二 外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名  
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

三 外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所

氏名 河合 寿宜  
住所 千葉県松戸市新松戸七丁目四百六番地の一

四 免許の種類  
外国損害保険業免許

五 外国保険業者の日本における主たる店舗  
東京都中央区日本橋二丁目一番二十号